

## 第 26 回産業統計部会において出された意見等に対する回答

1 任意組織経営体に占める集落営農の割合の増加は、政策的に集落営農が推進された結果であるが、農業を営む集落営農以外の様々な組織の動向の把握も引き続き重要である。

したがって、集落営農以外の任意組織経営体の動向について、可能であれば、今後も農業経営統計調査において継続して把握することが望ましいと考えるが、それができないのであれば、別の調査により、把握すべきではないか。

(回答)

1 前回部会において、集落営農以外の様々な組織の動向の把握も引き続き重要であるのご意見を頂き、農業経営統計調査における集落営農以外の任意組織経営体について、経営環境や今後の意向等の個別の実情を確認したところである。(別添 1 参照)

この結果、現在本調査の調査対象は 17 経営体となっているが(注)

① こうした任意組織は、高齢化の進展の中で、集落全体での営農を目指すのではなく、単に特定の農家が参画し、農業機械の共同利用や農作業の共同化等を目的に設立された組織体であること

② 大半(16 経営体)の経営体は規模拡大を予定しておらず、高齢化や後継者難の中で数年後には解散を予定している組織(2 経営体)も存在すること

③ 戦略的作物(麦、大豆、飼料米等)への取組意欲や集落営農を通じた経営展開もほとんど見られないこと

等、全体としてみれば、農業経営として注目すべき特徴的な点はあまり見られないことが明らかとなった。

注 農業経営統計調査における集落営農以外の任意組織経営体については、標本数 30(経営体)を予定しているところであるが、選定した経営体のうち経営発展が見込まれるものについては、既に集落営農化又は法人化するなどし、現在 17(経営体)の標本数となっており、母集団も減少していることから、補充選定も非常に困難な状況となっている。

2 このような状況の下で、従来どおりの集落営農以外の任意組織経営体を継続して調査するためには、従来と同様の母集団情報が必要となるが、先般実施された 2010 年世界農林業センサスでは、農業構造の変化を踏まえ、2005 年農林業センサスにあった、集落営農以外の任意組織経営体を判定する項目を廃止しており、集落営農以外の任意組織経営体については必要な母集団情報がなくなっている。

このため、仮に、農業経営統計調査あるいは別の調査により把握する場合、任意組織経営体全体(約 13,000 経営体)について、改めて職員労力を投じて情報収集等を行い、必要な母集団情報を整備した上で調査を実施することとなり、現状の農林統計組織では極めて困難である。

このようなことから、限られたマンパワーを効率的・重点的に配分する観点から、任意組織経営体については当初案のとおり、集落営農に限定する対応とさせていただくことについて御理解をたまわりたい。

2 集落営農以外の任意組織経営体とは、具体的に、どのようなものであるのか。例を挙げて、整理していただきたい。

(回答)

別添2を参照。

3 現金出納帳の「農外収入」及び「農外支出」の項目区分について、再度整理していただきたい。

(回答)

別添3を参照。

## 集落営農以外の任意組織経営体への意向聞き取り一覧

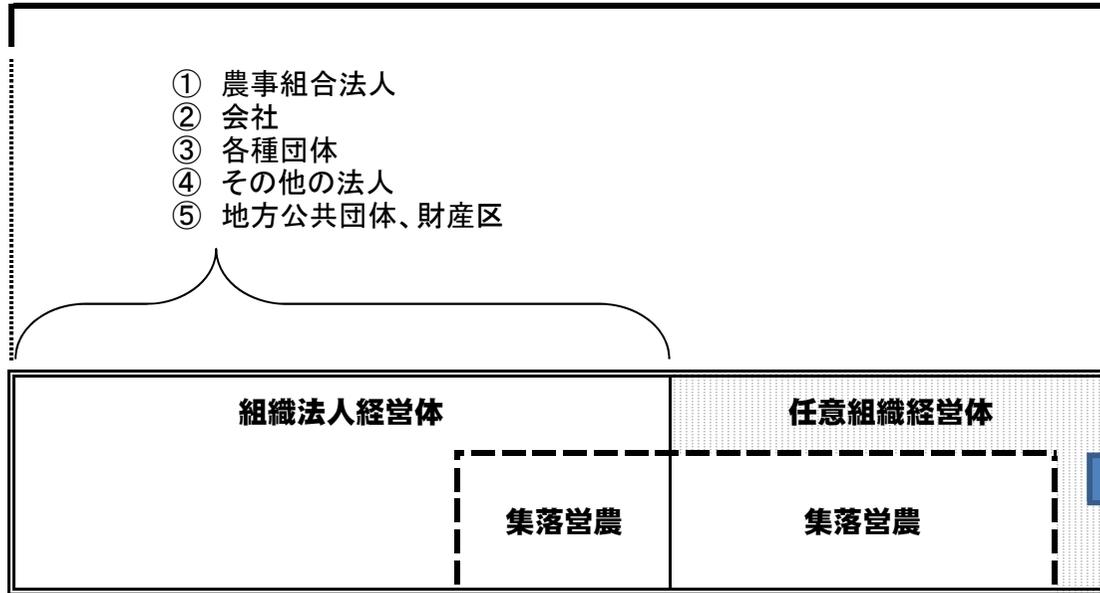
No.	地域	聞き取り項目					
		組織化した主な理由 等	経営概況		今後の経営の意向		集落営農化の可否 集落営農化を予定=○
			構成世帯数 (戸)	経営耕地面積 (ha)	経営耕地面積を 大幅に増やす予定=○	戦略作物(麦、大豆、飼料用米 等)の作付面積を大幅に増やす 予定=○	
1	東北	特定の農家により、農機具の効率的な共同利用による収益性の向上を目的に設立。	7	11	×	×	×
2	東北	特定の農家により、農機具の効率的な共同利用による収益性の向上を目的に設立。	5	25	×	×	×
3	関東	特定の農家により設立。(後継者もおらず高齢のため農業機械が壊れたら解散する予定。)	5	16	×	○	×
4	関東	特定の農家により、農機具の効率的な共同利用による収益性の向上を目的に設立。後継者もおらず高齢のため規模拡大は考えていない。	4	0.4	×	×	×
5	関東	行政からの指導により、耕作放棄地の減少及び規模拡大を目的として設立。(高齢のため数年後には解散の予定。)	3	19	○	×	×
6	関東	特定の農家により設立。高齢のため規模拡大、集落営農化は考えていない。	2	0.8	×	×	×
7	北陸	特定の農家により、農機具の効率的な共同利用による収益性の向上を目的に設立。	3	10	×	×	×
8	北陸	宅地化が進み、農作業により発生する乾燥機の騒音、ごみ等が周辺住民と農家との間で問題視されたため、特定の農家が他地区に農作業場を建てて共同で農作業をするために設立。	7	40	×	×	×
9	北陸	特定の農家により、高齢化が進行する中山間地域のそば生産の担い手確保と効率化を図るために設立。	5	0.2	×	×	×
10	北陸	機械所有の合理化・共同作業化による生産性向上と農地の維持・保全や農地利用集積増進のため設立。	19	23	×	×	○
11	北陸	機械所有の合理化・共同作業化による生産性向上と農地の維持・保全や農地利用集積増進のため設立。	22	27	×	×	○
12	北陸	機械所有の合理化・共同作業化による生産性向上と農地の維持・保全や農地利用集積増進のため設立。	20	20	×	×	○
13	北陸	特定の農家により、農機具の効率的な共同利用による収益性の向上を目的に設立。	2	30	×	×	×
14	関東	地域の高齢化、耕作放棄地対策等のため設立。	18	14	×	×	×
15	東海	特定の農家により、地域からの作業委託を引き受けるために設立した。	3	36	×	×	×
16	近畿	耕作放棄地の増加や高齢化による離農者の増加が見受けられる中で、国の政策が担い手中心の品目横断的経営安定対策となったことから、その制度へ加入するため設立。	67	0.8	×	×	×
17	近畿	高齢化と米施策の転換等により、集落一農場方式をめざし設立。	25	29	×	×	○

資料：平成21年営農類型別経営統計(組織経営)における任意組織の水田作のうち集落営農以外の集計対象である17経営体に聞き取りを行った。  
注：任意組織の「集落営農」と「集落営農以外」における平均経営規模は、それぞれ、経営耕地面積で34ha、16ha、構成世帯数で38戸、16戸である。

## 集落営農の定義及び任意組織経営体（集落営農以外）の例示

### 〔組織経営体〕

- ① 農事組合法人
- ② 会社
- ③ 各種団体
- ④ その他の法人
- ⑤ 地方公共団体、財産区



### 《集落営農の定義》

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下、農業経営を行うもの

### 【集落営農以外の任意組織経営体の例示】

- ・数戸の農家により協業経営を行う生産組織
- ・数戸の農家により構成され水稻の航空防除や酪農ヘルパー等作業受託を行う組織
- ・ライスセンターや共同選果場等調整過程に伴う共同利用施設の運営のみを行う組織

## 農業経営統計調査 農業以外の年間一括記帳に係る 現金出納帳の新旧対照表 (案)

産業統計部会の審議を踏まえた再修正案	総務省の指摘を踏まえた修正案	現 行																																																																																																																
<p><b>3 農外等収入</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">摘 要</th></tr> <tr><td>1 林 業</td><td>〔林業やきのご栽培に係る収入〕</td></tr> <tr><td>2 水 産 業</td><td>〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕</td></tr> <tr><td>3 農林水産業以外の事業収入</td><td>○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金 等</td></tr> <tr><td>4 被 用 労 賃</td><td>〔農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金 等〕</td></tr> <tr><td>5 給 料 ・ 俸 給</td><td>〔農林水産業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金 等〕</td></tr> <tr><td>6 歳 費 及 び 手 当</td><td>〔議員や各種委員の手当、調査謝金 等〕</td></tr> <tr><td>7 貸 付 地 小 作 料</td><td>〔貸付地の小作料及び地代 等〕</td></tr> <tr><td>8 配 当 利 子 等</td><td>〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金 等〕</td></tr> <tr><td>9 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )</td><td>〔国民、厚生、農業者年金 等〕</td></tr> <tr><td>10 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )</td><td>〔上記年金以外〕</td></tr> <tr><td>11 退 職 金</td><td></td></tr> <tr><td>12 上 記 以 外 の 収 入</td><td>〔各種祝い金や見舞金、被贈収入 (家計以外)、農業関係者以外からの入金 等〕</td></tr> </table> <p><b>事業外収入</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">摘 要</th></tr> <tr><td>1 林 業</td><td>〔林業やきのご栽培に係る支出〕</td></tr> <tr><td>2 水 産 業</td><td>〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕</td></tr> <tr><td>3 農林水産業以外の事業支出</td><td>○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出</td></tr> <tr><td>4 負 債 利 子</td><td>〔農業を除く借入金の支払利子 等〕</td></tr> <tr><td>5 上 記 以 外 の 支 出</td><td>〔通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等〕</td></tr> </table>	摘 要		1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る収入〕	2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕	3 農林水産業以外の事業収入	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金 等	4 被 用 労 賃	〔農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金 等〕	5 給 料 ・ 俸 給	〔農林水産業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金 等〕	6 歳 費 及 び 手 当	〔議員や各種委員の手当、調査謝金 等〕	7 貸 付 地 小 作 料	〔貸付地の小作料及び地代 等〕	8 配 当 利 子 等	〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金 等〕	9 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )	〔国民、厚生、農業者年金 等〕	10 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )	〔上記年金以外〕	11 退 職 金		12 上 記 以 外 の 収 入	〔各種祝い金や見舞金、被贈収入 (家計以外)、農業関係者以外からの入金 等〕	摘 要		1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る支出〕	2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕	3 農林水産業以外の事業支出	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出	4 負 債 利 子	〔農業を除く借入金の支払利子 等〕	5 上 記 以 外 の 支 出	〔通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等〕	<p><b>3 農外収入</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">摘 要</th></tr> <tr><td>1 林 業</td><td>〔林業やきのご栽培に係る収入〕</td></tr> <tr><td>2 水 産 業</td><td>〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕</td></tr> <tr><td>3 農林水産業以外の事業収入</td><td>○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金 等</td></tr> <tr><td>4 被 用 労 賃</td><td>〔農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金 等〕</td></tr> <tr><td>5 給 料 ・ 俸 給</td><td>〔農林水産業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金 等〕</td></tr> <tr><td>6 歳 費 及 び 手 当</td><td>〔議員や各種委員の手当、調査謝金 等〕</td></tr> <tr><td>7 貸 付 地 小 作 料</td><td>〔貸付地の小作料及び地代 等〕</td></tr> <tr><td>8 配 当 利 子 等</td><td>〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金 等〕</td></tr> <tr><td>9 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )</td><td>〔国民、厚生、農業者年金 等〕</td></tr> <tr><td>10 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )</td><td>〔上記年金以外〕</td></tr> <tr><td>11 退 職 金</td><td></td></tr> <tr><td>12 上 記 以 外 の 収 入</td><td>〔各種祝い金や見舞金、被贈収入 (家計以外)、農業関係者以外からの入金 等〕</td></tr> </table> <p><b>4 農外支出</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">摘 要</th></tr> <tr><td>1 林 業</td><td>〔林業やきのご栽培に係る支出〕</td></tr> <tr><td>2 水 産 業</td><td>〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕</td></tr> <tr><td>3 農林水産業以外の事業支出</td><td>○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出</td></tr> <tr><td>4 負 債 利 子</td><td>〔農業を除く借入金の支払利子 等〕</td></tr> <tr><td>5 上 記 以 外 の 支 出</td><td>〔通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等〕</td></tr> </table>	摘 要		1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る収入〕	2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕	3 農林水産業以外の事業収入	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金 等	4 被 用 労 賃	〔農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金 等〕	5 給 料 ・ 俸 給	〔農林水産業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金 等〕	6 歳 費 及 び 手 当	〔議員や各種委員の手当、調査謝金 等〕	7 貸 付 地 小 作 料	〔貸付地の小作料及び地代 等〕	8 配 当 利 子 等	〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金 等〕	9 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )	〔国民、厚生、農業者年金 等〕	10 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )	〔上記年金以外〕	11 退 職 金		12 上 記 以 外 の 収 入	〔各種祝い金や見舞金、被贈収入 (家計以外)、農業関係者以外からの入金 等〕	摘 要		1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る支出〕	2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕	3 農林水産業以外の事業支出	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出	4 負 債 利 子	〔農業を除く借入金の支払利子 等〕	5 上 記 以 外 の 支 出	〔通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等〕	<p><b>3 農外収支</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">摘 要</th></tr> <tr><td>1 林 業</td><td>〔林業やきのご栽培に係る収支〕</td></tr> <tr><td>2 水 産 業</td><td>〔漁業、養殖業の経営等に係る収支〕</td></tr> <tr><td>3 商 鉱 工 業</td><td>〔アパートや駐車場の経営等に係る収支〕</td></tr> <tr><td>4 上 記 以 外 収 支</td><td>〔主くじの賞金品や手内職の道具材料等〕</td></tr> </table> <p><b>4 事業外収入</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">摘 要</th></tr> <tr><td>1 被 用 労 賃</td><td>〔農林業を営む事業所や農林業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金等〕</td></tr> <tr><td>2 給 料 ・ 俸 給</td><td>〔農林業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金等〕</td></tr> <tr><td>3 歳 費 及 び 手 当</td><td>〔議員や各種委員の手当等〕</td></tr> <tr><td>4 貸 付 地 小 作 料</td><td>〔貸付地の小作料及び地代等〕</td></tr> <tr><td>5 配 当 利 子 等</td><td>〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金等〕</td></tr> <tr><td>6 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )</td><td>〔国民、厚生、農業者年金等〕</td></tr> <tr><td>7 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )</td><td>〔上記年金以外〕</td></tr> <tr><td>8 退 職 金</td><td></td></tr> <tr><td>9 上 記 以 外 収 入</td><td>〔各種祝い金や見舞金 ○農業関係者以外(常住する非関係者、他出中の家族)からの入金 等〕</td></tr> </table> <p><b>5 事業外支出</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">適 用</th></tr> <tr><td>1 負 債 利 子</td><td>〔農業を除く借入金の支払利子等〕</td></tr> <tr><td>2 上 記 以 外 支 出</td><td>○職員勤務のための通勤用定期代等 ○大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等</td></tr> </table>	摘 要		1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る収支〕	2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る収支〕	3 商 鉱 工 業	〔アパートや駐車場の経営等に係る収支〕	4 上 記 以 外 収 支	〔主くじの賞金品や手内職の道具材料等〕	摘 要		1 被 用 労 賃	〔農林業を営む事業所や農林業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金等〕	2 給 料 ・ 俸 給	〔農林業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金等〕	3 歳 費 及 び 手 当	〔議員や各種委員の手当等〕	4 貸 付 地 小 作 料	〔貸付地の小作料及び地代等〕	5 配 当 利 子 等	〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金等〕	6 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )	〔国民、厚生、農業者年金等〕	7 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )	〔上記年金以外〕	8 退 職 金		9 上 記 以 外 収 入	〔各種祝い金や見舞金 ○農業関係者以外(常住する非関係者、他出中の家族)からの入金 等〕	適 用		1 負 債 利 子	〔農業を除く借入金の支払利子等〕	2 上 記 以 外 支 出	○職員勤務のための通勤用定期代等 ○大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等
摘 要																																																																																																																		
1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る収入〕																																																																																																																	
2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕																																																																																																																	
3 農林水産業以外の事業収入	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金 等																																																																																																																	
4 被 用 労 賃	〔農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金 等〕																																																																																																																	
5 給 料 ・ 俸 給	〔農林水産業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金 等〕																																																																																																																	
6 歳 費 及 び 手 当	〔議員や各種委員の手当、調査謝金 等〕																																																																																																																	
7 貸 付 地 小 作 料	〔貸付地の小作料及び地代 等〕																																																																																																																	
8 配 当 利 子 等	〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金 等〕																																																																																																																	
9 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )	〔国民、厚生、農業者年金 等〕																																																																																																																	
10 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )	〔上記年金以外〕																																																																																																																	
11 退 職 金																																																																																																																		
12 上 記 以 外 の 収 入	〔各種祝い金や見舞金、被贈収入 (家計以外)、農業関係者以外からの入金 等〕																																																																																																																	
摘 要																																																																																																																		
1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る支出〕																																																																																																																	
2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕																																																																																																																	
3 農林水産業以外の事業支出	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出																																																																																																																	
4 負 債 利 子	〔農業を除く借入金の支払利子 等〕																																																																																																																	
5 上 記 以 外 の 支 出	〔通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等〕																																																																																																																	
摘 要																																																																																																																		
1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る収入〕																																																																																																																	
2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕																																																																																																																	
3 農林水産業以外の事業収入	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金 等																																																																																																																	
4 被 用 労 賃	〔農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金 等〕																																																																																																																	
5 給 料 ・ 俸 給	〔農林水産業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金 等〕																																																																																																																	
6 歳 費 及 び 手 当	〔議員や各種委員の手当、調査謝金 等〕																																																																																																																	
7 貸 付 地 小 作 料	〔貸付地の小作料及び地代 等〕																																																																																																																	
8 配 当 利 子 等	〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金 等〕																																																																																																																	
9 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )	〔国民、厚生、農業者年金 等〕																																																																																																																	
10 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )	〔上記年金以外〕																																																																																																																	
11 退 職 金																																																																																																																		
12 上 記 以 外 の 収 入	〔各種祝い金や見舞金、被贈収入 (家計以外)、農業関係者以外からの入金 等〕																																																																																																																	
摘 要																																																																																																																		
1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る支出〕																																																																																																																	
2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕																																																																																																																	
3 農林水産業以外の事業支出	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出																																																																																																																	
4 負 債 利 子	〔農業を除く借入金の支払利子 等〕																																																																																																																	
5 上 記 以 外 の 支 出	〔通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等〕																																																																																																																	
摘 要																																																																																																																		
1 林 業	〔林業やきのご栽培に係る収支〕																																																																																																																	
2 水 産 業	〔漁業、養殖業の経営等に係る収支〕																																																																																																																	
3 商 鉱 工 業	〔アパートや駐車場の経営等に係る収支〕																																																																																																																	
4 上 記 以 外 収 支	〔主くじの賞金品や手内職の道具材料等〕																																																																																																																	
摘 要																																																																																																																		
1 被 用 労 賃	〔農林業を営む事業所や農林業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金等〕																																																																																																																	
2 給 料 ・ 俸 給	〔農林業以外の産業の事業所に恒常的に雇用された際に受けた賃金等〕																																																																																																																	
3 歳 費 及 び 手 当	〔議員や各種委員の手当等〕																																																																																																																	
4 貸 付 地 小 作 料	〔貸付地の小作料及び地代等〕																																																																																																																	
5 配 当 利 子 等	〔預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金等〕																																																																																																																	
6 年 金 等 給 付 金 ( 公 的 )	〔国民、厚生、農業者年金等〕																																																																																																																	
7 年 金 等 給 付 金 ( そ の 他 )	〔上記年金以外〕																																																																																																																	
8 退 職 金																																																																																																																		
9 上 記 以 外 収 入	〔各種祝い金や見舞金 ○農業関係者以外(常住する非関係者、他出中の家族)からの入金 等〕																																																																																																																	
適 用																																																																																																																		
1 負 債 利 子	〔農業を除く借入金の支払利子等〕																																																																																																																	
2 上 記 以 外 支 出	○職員勤務のための通勤用定期代等 ○大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等																																																																																																																	